

○技術海曹の採用等の基準に関する達

平成4年6月8日
海上自衛隊達第26号

改正 平成6年7月8日 海上自衛隊達第19号〔第1次改正〕

平成7年5月24日 海上自衛隊達第18号〔第2次改正〕

平成15年9月12日 海上自衛隊達第35号〔第3次改正〕

平成17年7月6日 海上自衛隊達第30号〔第4次改正〕

平成24年4月25日 海上自衛隊達第13号〔第5次改正〕

平成26年11月7日 海上自衛隊達第28号〔第6次改正〕

技術海曹の採用等の基準に関する達を次のように定める。

技術海曹の採用等の基準に関する達

技術海曹の採用等の基準に関する達（昭和30年海上自衛隊達第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、技術を必要とする職務を担当する海曹（以下「技術海曹」という。）の採用等の基準を定めるものとする。

（採用の基準）

第2条 日本国籍を有し、かつ、別表の職域の区分ごとに採用階級に該当する資格又は免許（以下「資格等」という。）を有する者は、当該階級に採用することができる。この場合において、当該者が資格等に係る業務経験を有するときは、その年数を勘案して上位の階級に任用することができる。

（採用の年齢の基準）

第3条 別表に掲げる採用階級のうち、海曹長については年齢30歳以上、1等海曹については年齢23歳以上、2等海曹については年齢21歳以上、3等海曹については年齢20歳以上の者のうちから採用するものとする。

附 則

- この達は、平成4年6月8日から施行する。
- 海曹たる婦人自衛官の採用基準に関する達（昭和49年海上自衛隊達第45号）は、廃止する。
- この達の施行の際、現に技術海曹として採用されている海曹で、この達の採用基準に示す階級に昇任していない者にあつては、その者の資格等又は学歴等に応じ、当該基準による階級に昇任させることができる。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、平成6年7月8日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、平成7年5月24日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、平成15年9月12日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、平成17年7月6日から施行する。

附 則〔第5次改正による附則〕

1 この達は、平成24年4月25日から施行する。

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の技術海曹の採用等の基準に関する達別表第1に定める資格等を有する者に係る採用等の基準については、当該資格等が効力を有する間は、なお従前の例による。

附 則〔第6次改正による附則〕

この達は、平成26年11月7日から施行する。

別表（第2条関係）

資格等による採用基準

採用階級 職域の区分	海 曹 長	1 等 海 曹	2 等 海 曹	3 等 海 曹
電 計 処 理	C I S S P	I Tストラテジスト システムアーキテクト プロジェクトマネージャ I Tサービスマネージャ システム監査技術者 情報セキュリティスペシャリスト エンベレットシステムスペシ ャリスト ネットワークスペシャリスト データベーススペシャリスト	応用情報技術者	基本情報技術者
車 両		1級自動車整備士	2級自動車整備士	
航 海		3級海技士（航海）	4級海技士（航海）	
機 関		3級海技士（機関） 第1種ボイラー・タービン主任 技術者 特級ボイラー技士	4級海技士（機関） 第2種ボイラー・タービン主任 技術者 1級ボイラー技士	
応 急 工 作 及 び 技 術		特級ボイラー技士 1級技能士 第1種放射線取扱主任者	1級ボイラー技士 特別ボイラー溶接士	普通ボイラー溶接士 2級技能士 第2種放射線取扱主任者
航 空 管 制			航空交通管制技能証明保有者	基礎試験合格者
情 報			外国語大学（外国語短期大学 を除く。）等卒業者又は実用 英語技能検定試験1級若しく はこれと同等の資格を有する 者	外国語短期大学等卒業者又は 実用英語技能検定試験準1級 若しくはこれと同等の資格を 有する者
通 信		第1級総合無線通信士 第1級海上無線通信士 第1級陸上無線技術士	第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 A I第1種工事担任者 D D第1種工事担任者 A I・D D総合種工事担任者	第3級総合無線通信士 第3級海上無線通信士 A I第2種工事担任者 A I第3種工事担任者 D D第2種工事担任者 D D第3種工事担任者
気 象 海 洋		気象予報士		
電 測 、 電 子 整 備 及 び 航 空 電 子 整 備		第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士 A I第1種工事担任者 D D第1種工事担任者 A I・D D総合種工事担任者	A I第2種工事担任者 A I第3種工事担任者 D D第2種工事担任者 D D第3種工事担任者
航 空 整 備		1等航空整備士 航空工場整備士	2等航空整備士	
補 給 及 び 給 養		管理栄養士	栄養士	
衛 生			臨床工学技士 作業療法士 理学療法士 救急救命士 臨床検査技師 視能訓練士 診療放射線技師 義肢装具士 看護師	歯科技工士 歯科衛生士
施 設	1級建築士 1級電気工事施工管理技士 建築施工管理技士	2級電気工事施工管理技士 第1種電気主任技術者	2級建築士 測量士 第2種電気主任技術者	測量士補 第3種電気主任技術者
音 楽			大学（短期大学を除く。音楽 に係る部・科）卒業生	短期大学（音楽に係る科）卒 業者

備 考

- 1 航空管制の項中基礎試験合格者とは、航空交通管制職員試験規則（平成13年国土交通省訓令第97号）に基づく基礎試験に合格した者をいう。
- 2 航空整備の項中1等航空整備士のうち、航空法の一部を改正する法律（平成11年法律第72号）による改正前の航空法の規定による2等航空整備士の資格についての技能証明を受けている者であって、その者に係る業務範囲が同法附則第2条第3項に規定する行為を行うこととされているものは、2等海曹に採用するものとする。